

# 国内募集型企画旅行:ご旅行条件

このたびは、河原交通株式会社(以下「当社」といいます。)の募集型企画旅行にご予約いただき誠にありがとうございます。当社は標準旅行業約款(募集型企画旅行の部)に基づき、以下の条件によりお申込を承ります。ご契約の際は、下記条件をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。また、この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。お客様との旅行契約が成立した場合、旅行業法第12条の5によりお客様にお渡しする契約書面の一部になります。

## 1. お申し込みおよび契約の成立

- (1) 当社は来店の他、電話、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。
- (2) 旅行代金は、旅行当日までに全額をお支払いいただきます。ただし、旅行開始日の7日前以降のお申し込みの場合は、当日のお支払いも受け付けます。
- (3) 15歳未満の方は保護者の同行を条件とします。15歳以上20歳未満の方が単独でご参加される場合は、保護者の同意書の提出が必要となりますので、お申し出ください。
- (4) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。
- (5) 「振込」の場合はお客様の振込手続きが完了した時点で成立したものとします。
- (6) 旅行の参加に際し、特別な配慮が必要な場合は、お申し込み時にお申し出ください。このとき、当社がすべての参加者への公平なサービス提供を逸脱せず、かつ可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じ特別な措置を要する費用はお客様の負担とします。
- (7) お申し込み時に旅行日程、宿泊、運送機関の名称が確定できない場合は、旅行開始日の前日までに決定内容を記載した確定書面をお送りいたします。ただし旅行開始日の7日前以降のお申し込みの場合は、旅行開始日当日にお渡しすることができます。

## 2. 旅行代金に含まれているもの

旅行日程に明示した、運送、宿泊、食事、入場観光等にかかる費用および消費税など諸税。

※上記諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 3. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「各自で」などと記載されている区間の交通費、食事代、入場料、旅行中の個人的諸費用(電話、クリーニング、飲物等)およびオプショナルツアーの代金。

## 4. 旅行契約内容・旅行代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合は契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することができます。さらに著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、旅行代金を変更することができます。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお知らせします。

## 5. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この際、交替に要する費用をお支払いいただきます。

## 6. 旅行開始前のお客様による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様は次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

旅行代金(円)	取消料・違約料(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)				
	20日~14日前まで	14日~7日前まで	7日~2日前まで	前日	当日
~4,999	500	旅行代金の20%			
5,000~19,999		4,000	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%
20,000~29,999	1,000	6,000			旅行代金の100%
30,000~39,999		8,000			
40,000~49,999		10,000			
50,000以上					

※日帰り旅行:解除日が旅行開始日の8日前までの場合は、取消料は無料です。

※上記%は旅行代金に対する料率です。

※取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。

※貸切船舶を利用する場合は、当該船舶の取消料の規定によります。

- (2) お客様は以下の場合には、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻しいたします。
- イ. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更内容は旅程保証の対象となる第12項の規定に基づく「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる重要なものに限ります。
  - ロ. 第4項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - ハ. 当社が旅行開始日の前日までに確定書面をお送りしなかった場合
  - ニ. 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## 7. 旅行開始前の当社による旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様から当社規定の期日までに旅行代金をお支払いいただけない場合は、当社は旅行契約を解除することができます。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) お客様の人数が、最小催行人員に達しなかった場合は、旅行の実施を取りやめることができます。この場合は、旅行開始日の14日前までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている旅行代金全額を払い戻して、当該の旅行契約を解除いたします。

## 8. 旅行開始後の旅行契約の解除および払い戻し

- (1) お客様による解除および払い戻し
- イ. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - ロ. お客様の責に帰しない事由により最終日程表に従った旅行サービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社は旅行代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。
- (2) 当社による解除および払い戻し
- 当社は以下の場合、旅行契約を解除することができます。その場合、旅行代金のうちお客様がその提供を受けていない旅行サービスに係る部分をお客様に払い戻しいたします。
- イ. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき
  - ロ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。

ハ. 天変地異、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

## 9. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様15万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
- (3) お客様が天変地異、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

## 10. お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 11. 特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、標準旅行業約款の特別補償規定で定めるところにより、お客様が旅行参加中に偶然かつ急激な外來の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、以下の場合は含みません。

・細菌性食物中毒によるもの

・当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない日にお客様が被った損害

## 12. 旅程保証

(1) 当社は下表の「変更補償金の支払いが必要となる変更」に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表の右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、運送・宿泊機関等のサービスが行われているにもかかわらず、過剰予約が生じたことによるもの以外の、次の変更を除きます。

### イ. 次に掲げる事由による変更

a) 天変地異 (b) 戦乱 (c) 暴動 (d) 官公署の命令 (e) 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 (f) 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 (g) 旅行参加者の生命または身体の安全確保のための必要な措置

### ロ. 第6・7・8 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかる変更

(2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、おひとり様に対して1旅行につき旅行代金の15%を上限とします。ただし、おひとり様に対してその総額が1,000円未満のときは当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社はお客様の同意を得て、変更補償金の金銭による支払いを、これと同等価値以上の物品または旅行サービスの提供に代えて行うことあります。

(4) 当社が本項の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第9項の規定に基づく責任が明らかになった場合には、当社が支払うべき損害補償金と既に支払った変更補償金との差額を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 入場する観光地または観光施設(レストランを含みます)、その他旅行目的地の変更	1.0	2.0
3. 運送機関の等級または設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が、それを下回った場合に限ります)	1.0	2.0
4. 運送機関の種類または会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 宿泊機関の種類または名称の変更	1.0	2.0
7. 宿泊機関の客室の種類、設備または景観の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち、ツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

※「旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までにお客様へ通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

※4. または7.に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1変更として取り扱います。

※8.に掲げる変更については、1.から7.までを適用せず、8.によります。

## 13. 個人情報の取り扱いについて

当社は、お客様からご提供いただいた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービス手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社では(1)当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2)旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3)アンケートのお願い。(4)特典サービスの提供。(5)統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 14. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産屋にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

## 15. 事故等のお申し出について

添乗員等が同行しない場合であって、旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

## 16. 旅行の再実施について

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

### <旅行企画・実施>

鳥取県知事登録旅行業2-73号

河原交通株式会社

〒680-1153 鳥取県鳥取市長谷209-1

TEL. 0857-53-1912

旅行業務取扱主任者 烏越 宣孝

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に關し、担当者からの説明にご不明な点があれば、当所の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。